

第3次札幌市子どもの権利に関する推進計画(案)について

1 推進計画の位置づけ

権利条例第 46 条に基づき、子どもの権利保障のための具体的な取組を定めた計画。
札幌市の子ども・子育てに関する総合計画「さっぽろ子ども未来プラン」の中の
基本目標 1 の位置づけ。

→「第4次さっぽろ子ども未来プラン素案(概要)について」参照・・・資料 1-1

2 スケジュール

9月11日 計画案(主要部分)の検討 (子どもの権利委員会)
10月25日 計画案(全体)の検討 (子どもの権利委員会)
12～1月 パブリックコメント・キッズコメント実施
3月 計画策定

3 計画(案)について

(1) 推進計画案(主要部分)について・・・資料 1-2

今回は、計画の主要部分として、現状から見える課題を踏まえた施策の方向性等
について提示しています。(事業の詳細等については次回提示予定です。)

- 子どもの権利に関する現状 (←前回 6/12 提示部分)
- 現状と課題
- 施策の体系
- 施策の方向性・想定事業：基本施策 1～4

(2) 子どもからの意見について・・・資料 1-3

子どもの視点に立った計画となるよう「子どもにやさしいまち」について、子ど
もたち自身に話し合ってもらいました。 ※子ども未来プラン全体との共通部分

子ども未来委員会について

- ・計画検討や権利条例 10 周年記念イベント(11/17)の企画運営を行う子ども委員会
- ・構成委員は、札幌の小学生 4 名、中学生 7 名、高校生 4 名の計 15 名
- ・8/1 に、奈井江町・北広島市の子どもと「子どもにやさしいまち」について話し合い
- ・8/6 に、「子どもが考えるこどもにやさしいまち」の意見まとめ

- 子どもが考える子どもにやさしいまち
 - －個性を伸ばせるチャレンジできるまち
 - －子どもの意見が尊重されるまち
 - －大人と子どもが交流できるまち
 - －安心して相談できるまち
- さらに、子どもも大人も誰もが笑顔で暮らせるように・・・
 - －子育てにもやさしいまち
 - －困ったときは助け合えるまち

→今後、計画に記載反映

4 検討テーマ(例)

①子どもの権利の考え方、伝え方について

②それぞれの施策を進めていくための工夫について

ー効果的な普及・啓発、広報の手法

ー子どもの意見表明や参加につながる工夫

(学校、地域、市政における取組など)

ー子どもが安心して暮らすための取組

(子ども同士や大人、地域との関わりなど)

ー気軽に相談しやすくするための工夫、相談窓口の周知方法など

③成果指標について

ー子どもの自己肯定感の設定について

「自分のことが好きだと思う子どもの割合」

(調査時の質問文は「良いところばかりではないが、自分のことが好きだ」)

ー自己肯定感を向上させる取組について

前は、妊娠期や乳幼児健診時の働きかけや子ども同士の支え合い、居場所の大切さについて、ご意見をいただきました。

第4次さっぽろ子ども未来プラン素案（概要）について

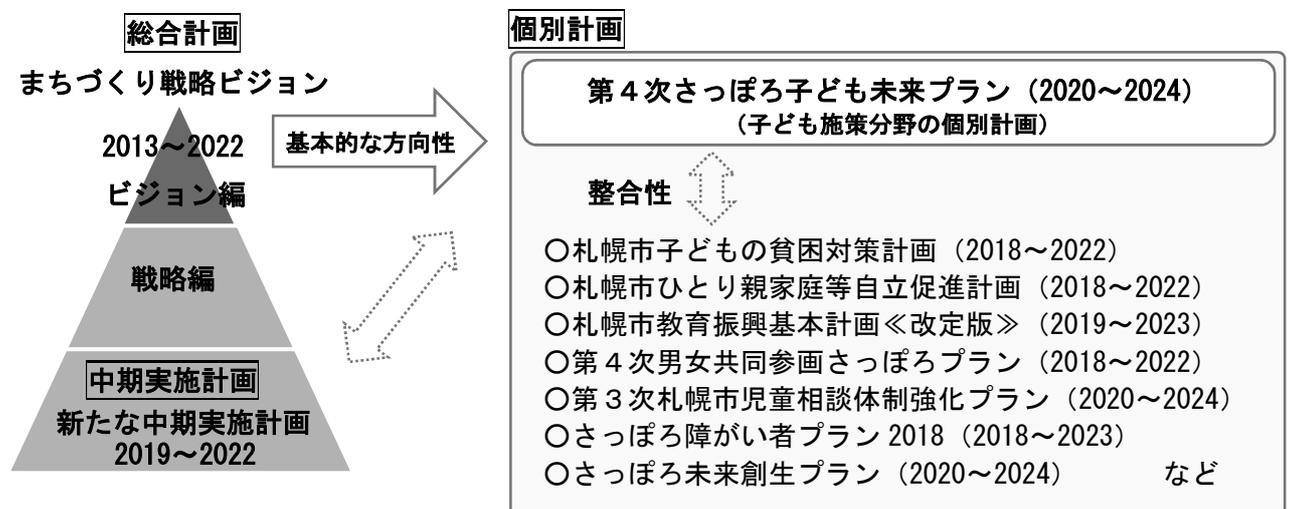
1 プランの概要

「子どもの権利に関する推進計画」のほか、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、保育所等の需要・供給確保策を定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」を包含する計画。

○期間：令和2（2020）～令和6（2024）年度

○対象：すべての子ども（おおむね18歳まで）とその子育て家庭（妊娠・出産期を含む。）及び若者

：市民、地域で活動する団体、企業、行政などすべての個人及び団体も



2 基本理念・基本的な視点

**子どもの権利を尊重し、
子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち**

○基本的な視点

- ・視点1 子どもの視点
- ・視点2 すべての子どもと子育て家庭を支える視点
- ・視点3 成長・発達段階に応じて長期的に支える視点
- ・視点4 地域資源の活用により社会全体で連携して支える視点（新たな視点）

3 基本目標 1～4

基本目標 1 子どもの権利を大切にす環境の充実

- 札幌市の全ての子どもに関わる施策・事業の指針となる子どもの権利保障の推進を目指し、第3次子どもの権利推進計画の位置付けも含む。
- 特に、乳幼児保護者等への普及・啓発、権利侵害からの救済体制の充実を目指す。

基本目標 2 安心して子どもを生き育てられる環境の充実

- 安心して出産・子育てができるよう、仕事と子育ての両立支援の拡充や、保育所等の施設整備・質の確保、経済的ニーズへの対応に取り組む。
- 特に、保育ニーズの拡大に伴う待機児童対策、ニーズ調査結果を踏まえた父親の育児支援の拡充、乳幼児期からの切れ目のない相談支援の充実を図る。

基本目標 3 子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実

- 次代を担う子どもや若者の成長を支える観点から、幼児・学校教育の推進、放課後の子ども達の健やかな育ちの充実、地域での多様な体験機会の拡充を目指す。
- ひきこもりなどの困難を有する若者が社会的に自立できる環境の充実を図る。

基本目標 4 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実

- 全ての子どもが安心して過ごせる環境の充実に向け、児童相談体制の強化を図るほか、障がい児、医療的ケアを要する子どもの支援の拡充を目指す。
- 子どもの貧困対策計画、ひとり親自立促進計画に基づく取組を着実に実施するとともに、共生社会の実現に向け、少数の立場に置かれる子どもが受け入れられる、寛容性のある社会の構築を目指す。

4 成果指標

計画全体及び基本目標ごとに成果指標を設定。今後、活動指標も検討。

| | 指標項目 | 現状値 | 目標値 |
|---------|-----------------------|-------------------|------------------|
| 計画全体の指標 | 自分のことが好きだと思う子どもの割合 | 67.4% (平成30年度) | 80.0% (令和6年度) |
| | 子どもが生き育てやすい環境だと思う人の割合 | 50.9% (平成30年度) | 80.0% (令和6年度) |

| 基本目標 | 指標項目 | 現状値 | 目標値 |
|---------------------------|-------------------------------|---|---|
| 基本目標1 子どもの権利を大切にす環境の充実 | 【新規】 子どもの権利についての認知度 | 大人:61.0% 子ども:61.4% (平成30年度) | 大人:75.0% 子ども:75.0% (令和6年度) |
| | 子どもの権利が大切にされていると思う人の割合 | 大人:49.2% 子ども:63.8% (平成30年度) | 大人:65.0% 子ども:70.0% (令和6年度) |
| | いじめなどの不安や悩みを身近な人などに相談する子どもの割合 | 小学生:93.5% 中学生:88.1% 高校生:87.9% (平成30年度) | 小学生:96.0% 中学生:90.0% 高校生:90.0% (令和x5年度) |

※新規分の現行指標は「子どもが自然、社会、文化などを体験しやすい環境だと思う人の割合」

子どもの権利に関する現状

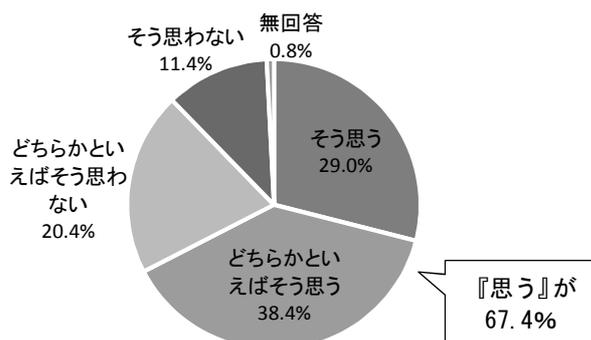
(子どもに関する実態・意識調査から)

■子どもの意識（自己肯定感等）（子ども問 10 関係）

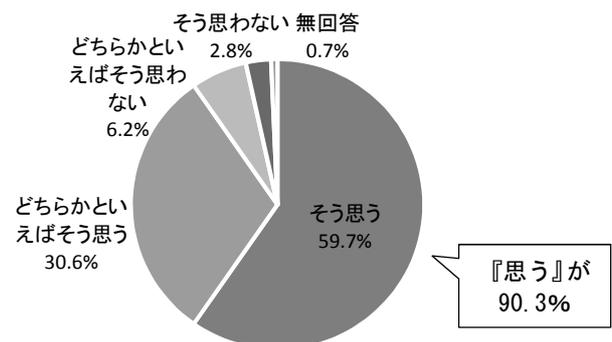
- ・平成 25 年度調査の結果に比べ、「自分のことが好き」と思う子どもの割合は上昇しています。（平成 25 年度：65.4%、平成 30 年度：67.4%）
- ・「自分を大切に思ってくれる人がいる」「自分の考えや意見を聞いてもらってうれしかったことがある」「困ったときには人に相談してみるのも大事だと思う」などの関連項目で、肯定的な回答の割合はより高くなっています。
- ・これらの回答傾向を比較した場合も、子どもの自己肯定感、周囲からの受容感、意見表明の達成感、相談・解決に向けた意識などは相互に連動している傾向が見られます。

子どもの自己肯定感等（子ども問 10、n=1,662）（単一回答）

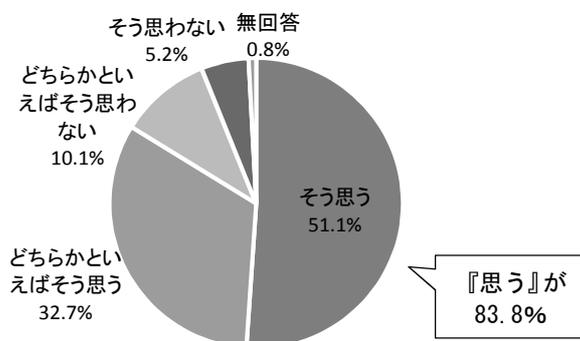
【子ども】自分のことが好き



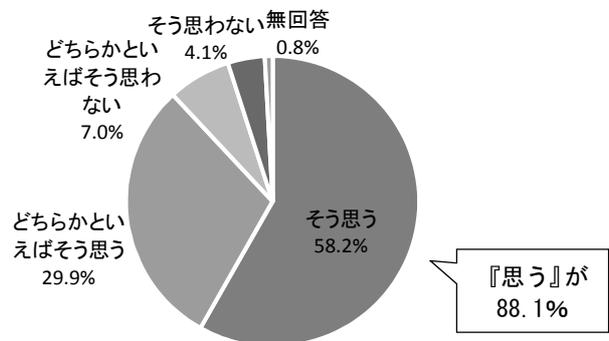
【子ども】自分を大切に思ってくれる人がいる



【子ども】自分の考えや意見を聞いてもらってうれしかったことがある



【子ども】困ったときには人に相談してみるのも大事だと思う



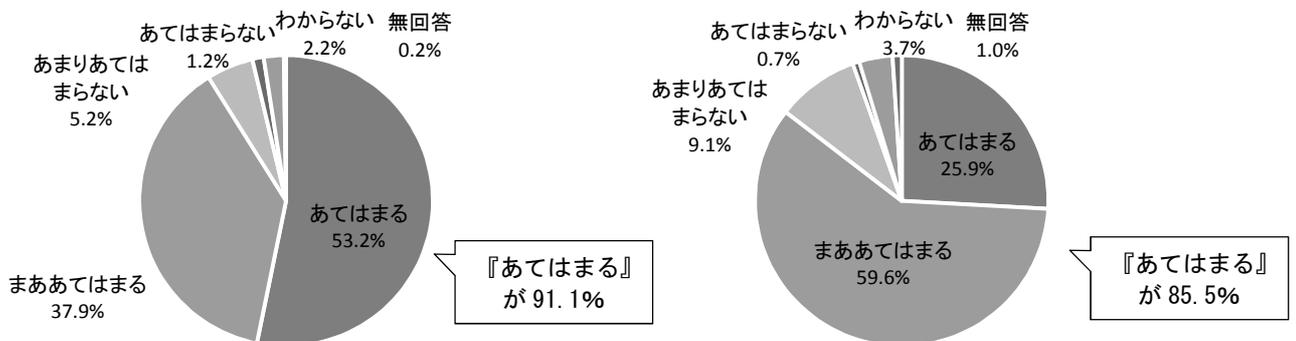
■保護者の子どもへの関わり（大人問7、子ども問12関係）

- ・保護者の子どもへの関わりとして、子どもの考えや意見を受け止め、主体性を尊重しながら、必要な声かけや手助けをする姿勢が見られます。
- ・子どもの回答からも、子どものまじめな話をちゃんと聞き、困っているときにはなぐさめたり背中を押したりする保護者の姿勢がうかがえ、こうした保護者の姿勢と自己肯定感（子ども問10）に関する回答傾向を比較した場合も、相互に連動している傾向が見られます。
- ・権利条例の趣旨からも、子育てなど大人の子どもの関わりの中では、子どもの主体性の尊重と、必要に応じた保護・支援のバランスが重要といえます。

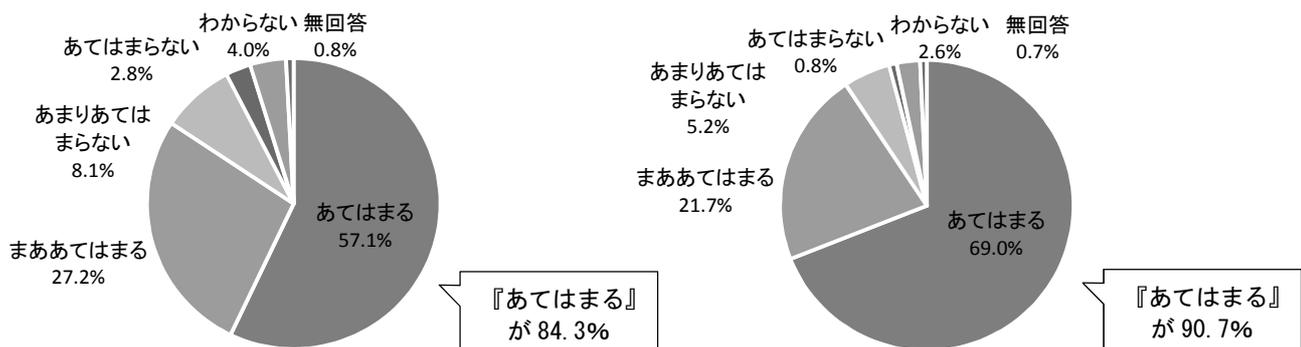
保護者の子どもへの関わり

（大人問7（高校生以下の子どもがいる大人）、n=406）（子ども問12、n=1,662）（単一回答）

【保護者】不安な様子をしていたら声かけする 【保護者】できるだけ子どもの考えや意見を理解し、尊重する



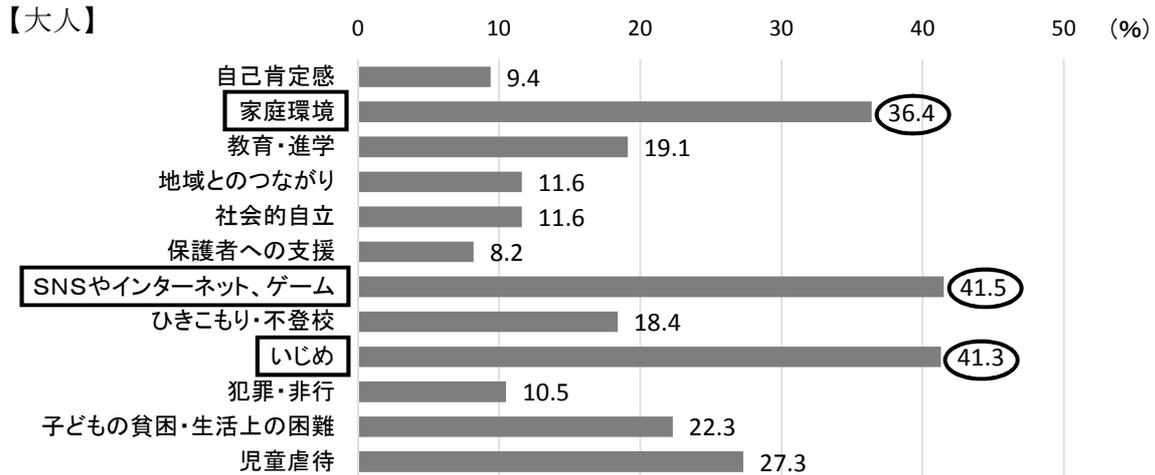
【子ども】困ったときはなぐさめたり、背中を押してくれる 【子ども】まじめな話はちゃんと聞いてくれる



■大人から見た子どもの印象（大人問 4、5 関係）

- ・子どもを取り巻く課題として「SNSやインターネット、ゲーム」や「いじめ」が多く挙げられるとともに、共働きなどで子どもが保護者と過ごす時間が足りず、周囲の大人と関わる機会が少ないと感じている方が多いことがわかります。
- ・子どもが不安や悩みを抱えこみやすいという印象も強く、周囲の大人から子どもが見えにくくなっている傾向がうかがえます。

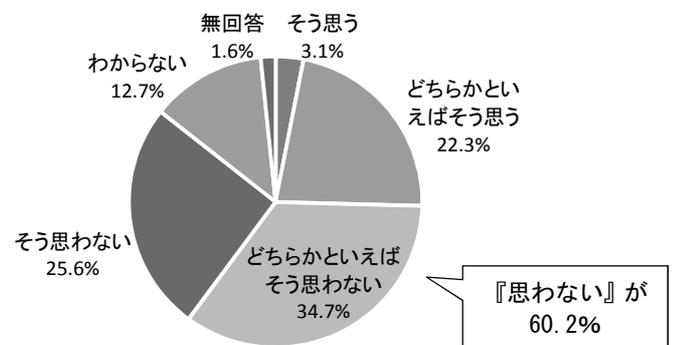
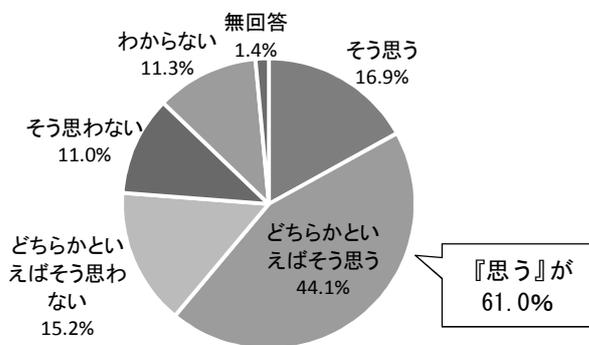
子どもを取り巻く課題として特に重要と思うもの（大人問 4、n=1,589）（複数回答）



子どもの印象（大人問 5、n=1,589）（単一回答）

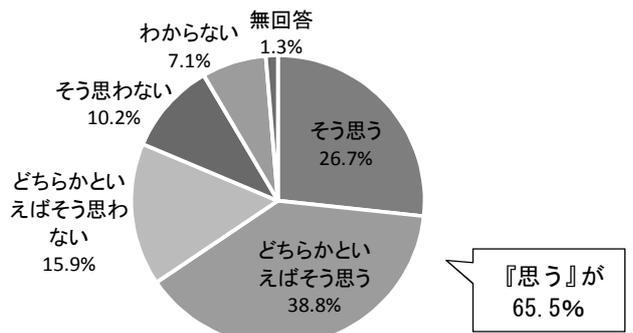
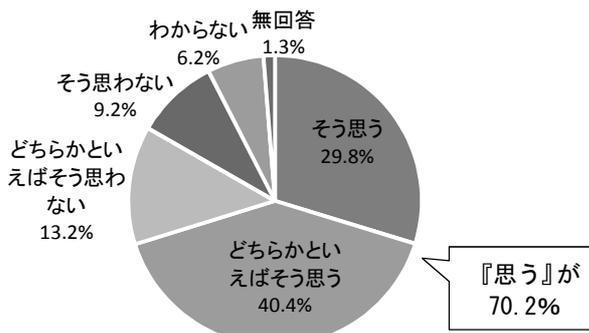
【大人】不安や悩みを抱えこみやすい

【大人】周囲の大人は子どもの思いや考えに配慮できている



【大人】共働きなどで保護者と過ごす時間が足りない

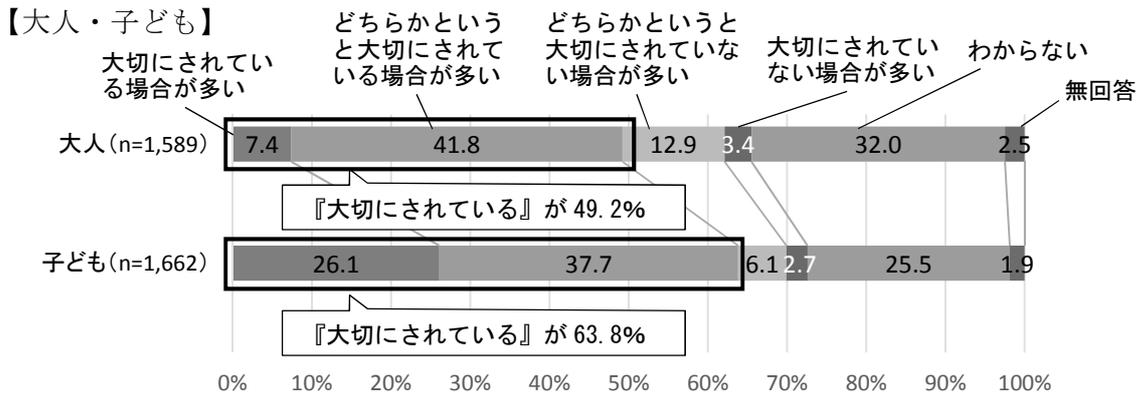
【大人】家庭や学校以外に大人と関わる機会が少なすぎる



■子どもの権利の保障（大人問 21、子ども (13-18 歳)問 23 関係）

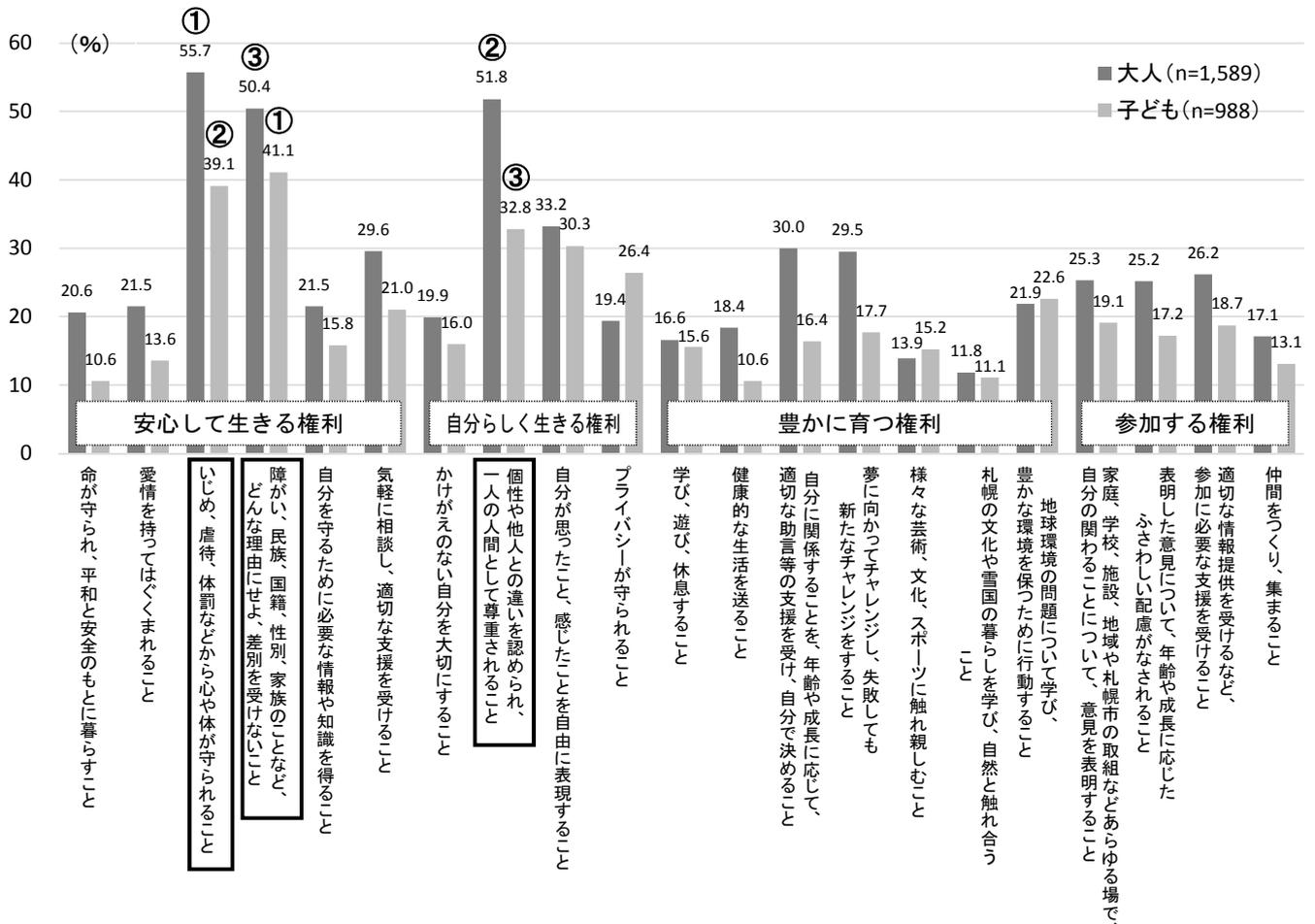
- ・平成 25 年度調査の結果に比べ、子どもの権利が大切にされていると思う人の割合は、大人は横ばい、子どもは上昇しています。（平成 25 年度：大人 49.1%、子ども 57.0%、平成 30 年度：大人 49.2%、子ども 63.8%）
- ・大切にされていない権利としては「いじめや虐待から守られること」「障がい、国籍、性別等による差別を受けないこと」「個性や違いを認められ、一人の人間として尊重されること」の 3 項目の回答が多く、「権利侵害からの救済」とともに「個々の権利の尊重」の必要性がうかがえます。

子どもの権利が大切にされていると思うか（大人問 22、子ども問 23・24）（単一回答）



大切にされていないと思う権利（大人問 21、子ども (13-18 歳)問 23）（複数回答）

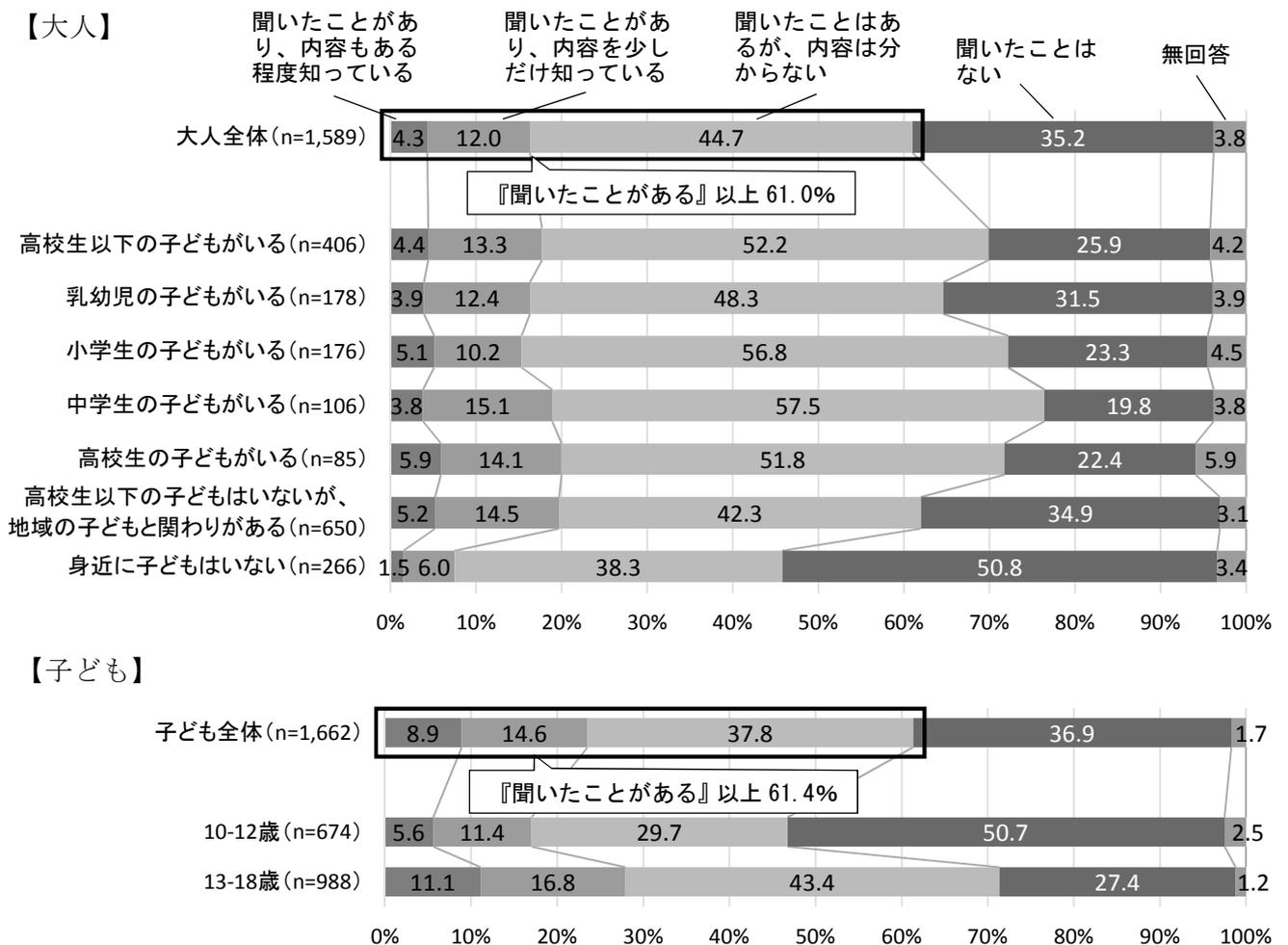
【大人・子ども】



■子どもの権利の普及・啓発（大人問 18、19、子ども問 20、21 関係）

- ・平成 25 年度調査の結果に比べ、子どもの権利の認知度（「聞いたことがある」以上）は、大人・子どもともに上昇しています。（平成 25 年：大人 54.0%、子ども 40.2%、平成 30 年：大人 61.0%、子ども 61.4%）
- ・子どもは 10-12 歳より 13-18 歳の認知度が高く、大人は学齢期の子どもがいる保護者の認知度が高い中で、乳幼児の保護者の認知度は比較的低くなっています。
- ・このほか、子どもへは学校を通じた啓発効果が大きく、保護者は子どもを通じて学校から、子どもと関わりが少ない大人は新聞など報道から知る機会が多い傾向にあります。

子どもの権利の認知度（大人問 18、子ども問 20）（単一回答）

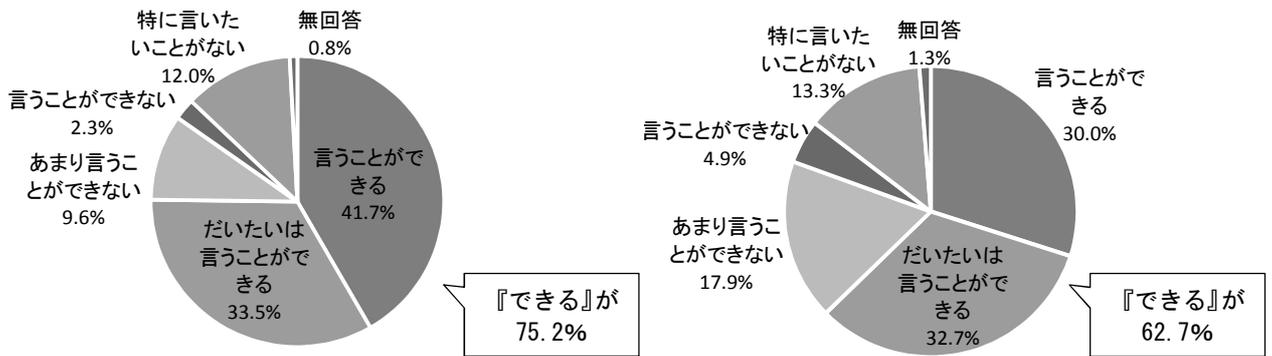


■子どもの参加・意見表明（大人問 10、子ども問 5 関係）

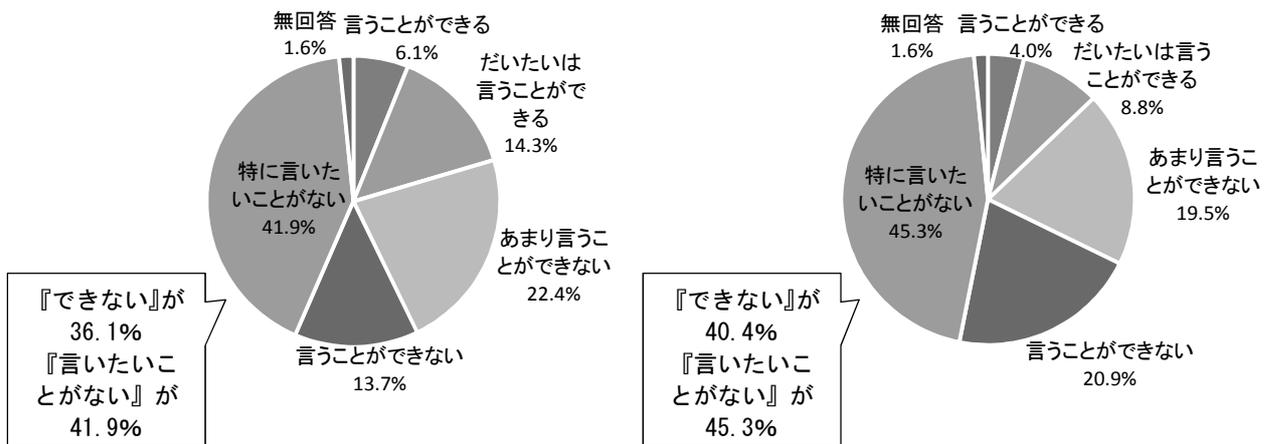
・家庭や学校における意見表明の機会是比较的あるものの、地域や札幌市政については、「言うことができない」や「特に言いたいことがない」の回答割合が高くなっています。

自分の考えや思いを言える機会（子ども問 9、n=1,662）（単一回答）

【子ども】家庭における大事な物事やルール 【子ども】学校行事・イベントの企画や運営



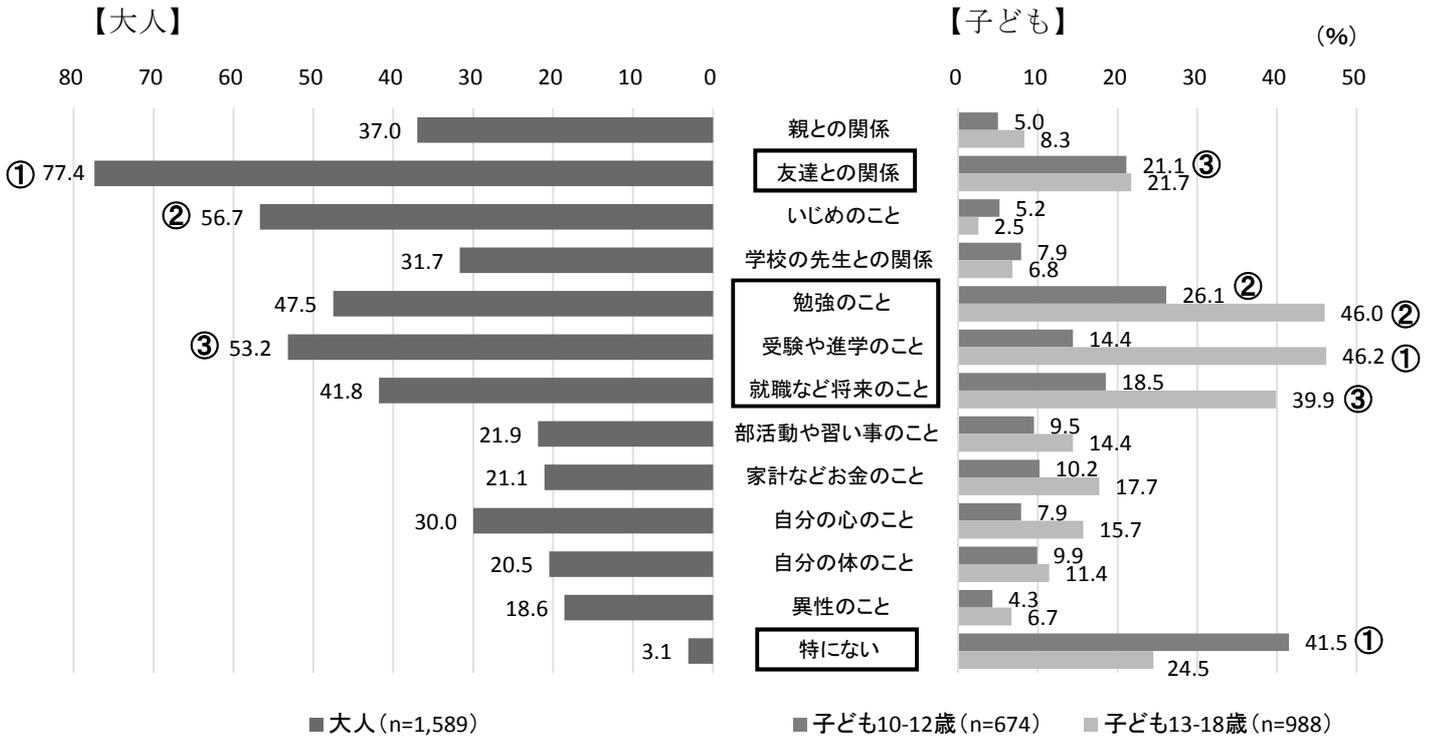
【子ども】地域で行われている行事などの取組 【子ども】札幌市政(札幌市のまちづくり等)



■子どもの安心（友達関係）（大人問 13、子ども問 13 関係）

- ・子どもが抱えやすい不安や悩みとしては、大人・子どもの回答ともに友達や勉強関係が多くなっています。
- ・子どもの相談相手、子どもを傷つけやすい人について、いずれも「友達」との回答が比較的多く、子どもにとっての友達の存在の大きさがうかがえます。

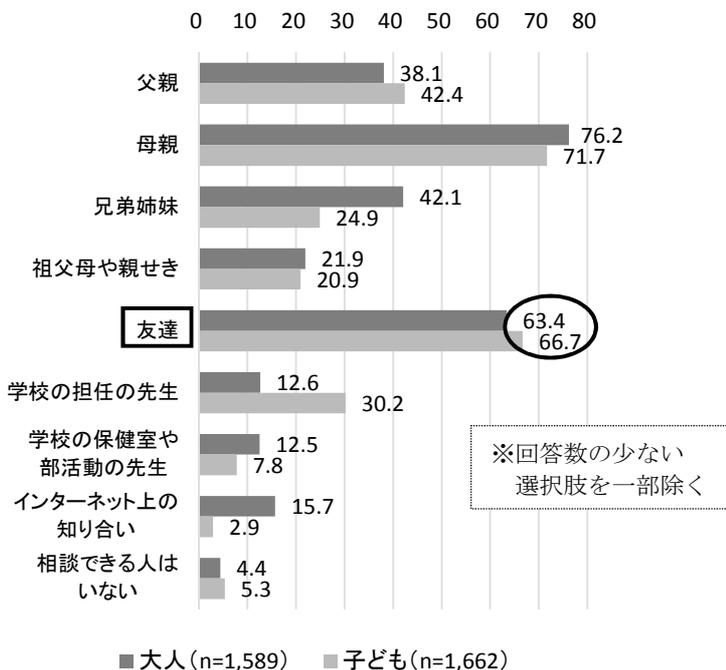
子どもの不安・悩み（大人問 13、子ども問 13）（複数回答）



子どもの相談相手

（大人問 6、子ども問 14）（複数回答）

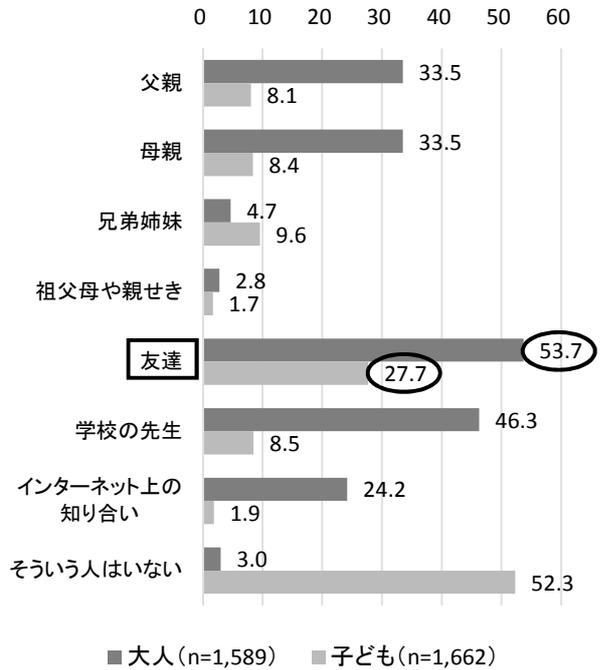
【大人・子ども】



子どもを言葉や力で傷つけやすい人

（大人問 14、子ども問 15）（複数回答）

【大人・子ども】

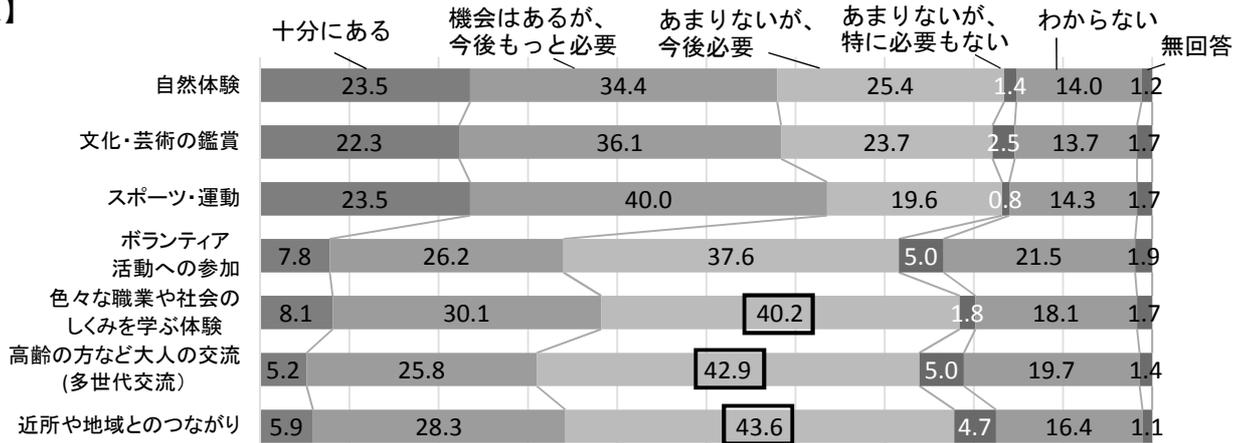


■子どもの体験機会、地域と子どもの関わり（大人問9、10、子ども問5関係）

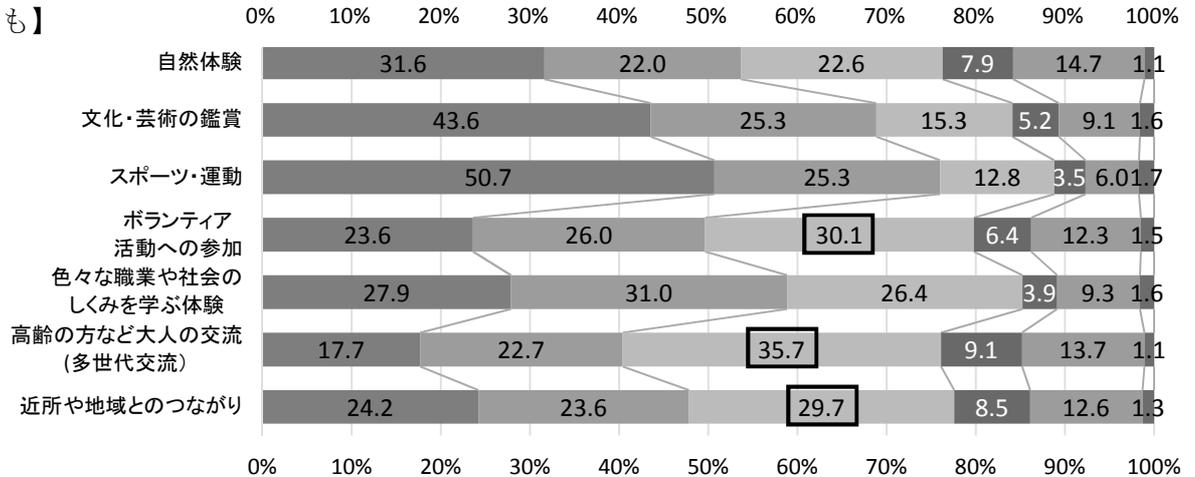
- ・子どもの体験の機会に関して、自然・文化・スポーツ体験は比較的にあるものの、社会体験や地域との交流があまりなく、今後必要との傾向が見られます。
- ・地域と子どもの関わりについて、困難を抱える子どもへの気づきや見守り、子どもの居場所、子どもの考えや意見を活かした取組があまりなく、今後必要との回答傾向が見られます。

子どもの体験機会（大人問10、n=1,589、子ども問5、n=1,662）（単一回答）

【大人】

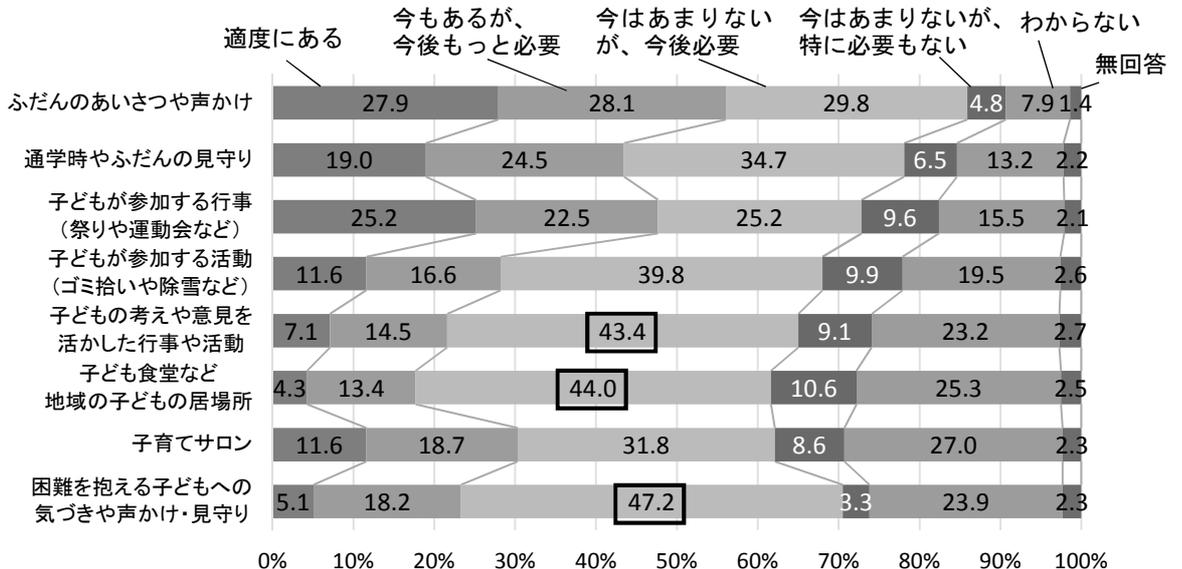


【子ども】



地域と子どもの関わり（大人問9、n=1,589）（単一回答）

【大人】



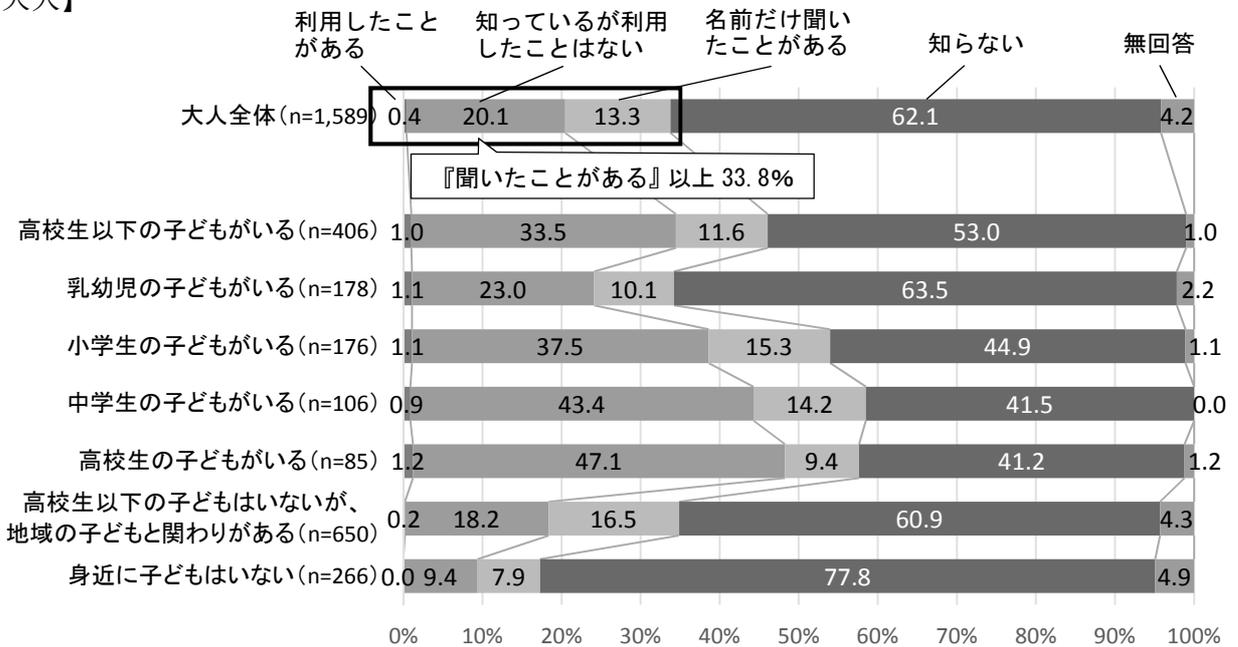
■子どもの権利侵害からの救済（大人問 15、子ども問 16 関係）

（子どもアシストセンター）

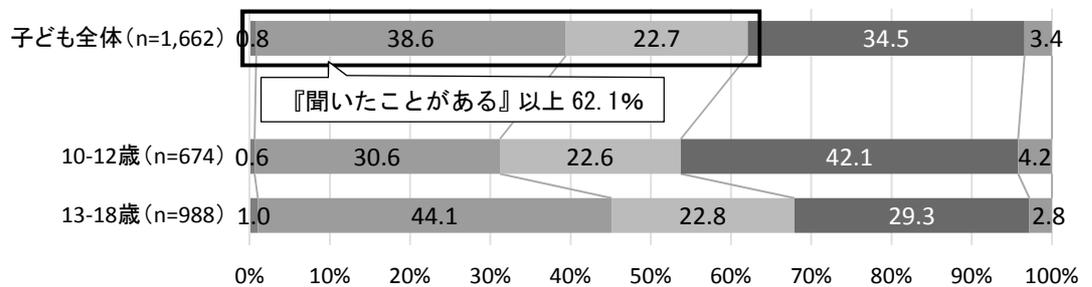
- ・平成 25 年度調査の結果に比べ、子どもアシストセンターの認知度（「聞いたことがある」以上）は、大人・子どもともに低下しています。（平成 25 年：大人 38.8%、子ども 77.1%、平成 30 年：大人 33.8%、子ども 62.1%）
- ・子どもは 10-12 歳より 13-18 歳の認知度が高く、大人は学齢期の子どもがいる保護者の認知度が高くなっています。
- ・相談件数は近年減少傾向にあり、特に Eメールでの相談が大きく減少しています。
- ・相談内容については、子どもからは友人関係や学習・進路に関して、大人からは子どもと教師との関係や不登校に関しての相談が多く寄せられています。

子どもアシストセンターの認知度（大人問 15②、子ども問 16②）（単一回答）

【大人】



【子ども】



子どもアシストセンター：相談延べ件数の推移と相談方法

| 年 度 | 電 話 | Eメール | 面 談 | その他 | L I N E | 合 計 |
|-----|---------|---------|-------|-----|---------|---------|
| H26 | 1,411 件 | 2,063 件 | 234 件 | 5 件 | | 3,713 件 |
| H27 | 1,860 件 | 1,922 件 | 283 件 | 9 件 | | 4,074 件 |
| H28 | 1,903 件 | 1,420 件 | 189 件 | 3 件 | | 3,515 件 |
| H29 | 1,620 件 | 1,485 件 | 188 件 | 6 件 | | 3,299 件 |
| H30 | 1,343 件 | 1,125 件 | 139 件 | 8 件 | 38 件 | 2,653 件 |

資料：札幌市子ども未来局

※ 平成 30 年度は、無料通信アプリ「LINE」での相談を期間限定で試行実施。

子どもアシストセンター：主な相談内容

平成 30 年度相談件数：延べ件数 2,653 件（実件数 943 件）

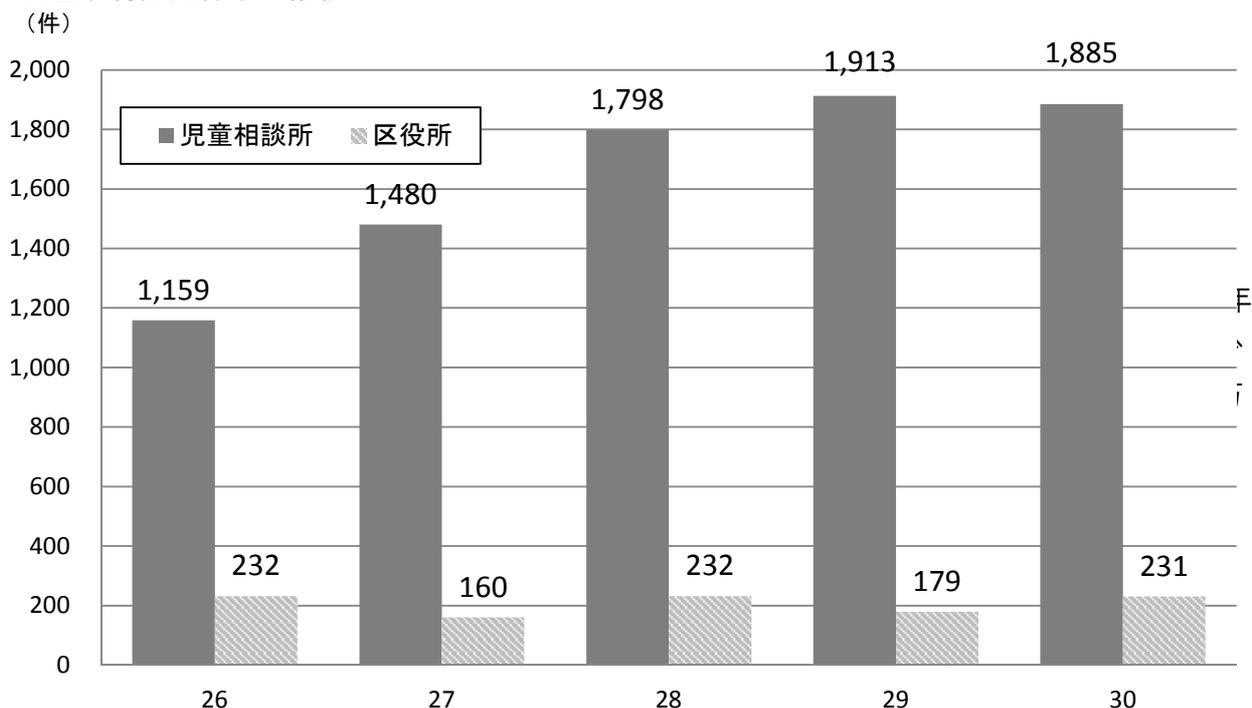
| 子どもからの相談 1,497 件 | | 大人からの相談 1,156 件 | |
|------------------|---------------|-----------------|---------------|
| ① 友人関係 | 252 件 (16.8%) | 子どもと教師の関係 | 196 件 (17.0%) |
| ② 学習・進路 | 198 件 (13.2%) | 不登校 | 124 件 (10.7%) |
| ③ 親子・兄弟関係 | 168 件 (11.2%) | 養育・しつけ | 110 件 (9.5%) |
| ④ 精神不安 | 154 件 (10.3%) | 親子・兄弟関係 | 82 件 (7.1%) |
| ⑤ 子どもと教師の関係 | 59 件 (3.9%) | 友人関係 | 65 件 (5.6%) |

資料：札幌市子ども未来局

■児童虐待認定件数の推移（札幌市統計）

・児童虐待認定件数は、増加傾向が続いており、平成 30 年度の認定件数は、児童相談所で 1,885 件、区役所で 231 件となっています。

児童虐待認定件数の推移



資料：札幌市子ども未来局

現状と課題

札幌市では権利条例に基づき、子ども一人一人が安心して健やかに成長していく「子どもにやさしいまちづくり」を推進するため、子どもの権利の普及・啓発や、子どもの参加・意見表明の促進、子どもを受け止め育む環境づくり、子どもの権利侵害からの救済の取組を進めています。

子どもの権利について

子どもの権利は、子ども一人一人が生まれながらに持ち、自分らしく豊かに成長していくために欠かせない基本的な権利(基本的人権)です。その保障のために、子どもも大人と同じ一人の人間として尊重され、年齢などに応じた適切な配慮や支援が提供されることが求められます。

札幌市では、子どもの権利に関する条約や日本国憲法の理念に基づき、平成 20 年に「子どもの最善の利益を実現するための権利条例(子どもの権利条例)」を制定し、様々な子ども・子育て施策をもつ地方自治体として、市民とともに子どもの権利を大切に、保障を進めることを宣言しています。

< 4 つの権利 > ※権利条例では子どもの権利を大きく 4 つに分けて説明しています。

- ・ 安心して生きる権利 …愛情を持って生まれ、いじめや虐待から守られること
- ・ 自分らしく生きる権利 …個性を尊重され、自由に思いや考えを表現すること
- ・ 豊かに育つ権利 …学び、遊び、休息し、様々な経験をして豊かに育つこと
- ・ 参加する権利 …自分に関わることに参加し、意見を表明すること

子どもの権利保障を進めるためには、子ども自身が「安心して生きる権利」や「参加する権利」を理解して、お互いの権利を尊重し実践することはもとより、子どもを育て、子どもとともに社会をつくる大人もまた、子どもの視点に立って考え、子どものために配慮し行動することが欠かせません。

その子どもたち自身が権利保障の状況をどのように受け止めているかを示す総合的な指標としての「子どもの自己肯定感」は、「自分のことが好き」など子どもの主観的な自己評価に基づくものですが、子ども自身の中で様々な意欲や達成経験、周囲への信頼感などとのつながりが見られ、これら相互の関連性を踏まえた全体的な向上を目指していくことが大切です。

また、大人の子どもへの関わり方については、子どもの主体性を尊重しながら、必要な声かけや手助けをする保護者の姿勢が多く見受けられる一方、大人全体では、不安や悩みを抱えこみやすく、周囲との関わりが希薄化した「見えにくい子ども」のイメージが広く見られます。家庭や学校、地域等における子どもと大人の様々な関わりを、子どもの健やかな成長のために必要な、学びや経験、参加・意見表明、悩みや不安への気づき・支えの機会として、あらためて考えていくことが重要です。

子どもの権利保障の現状について、実態・意識調査では、子どもが「いじめや虐待から守られること」「障がい、国籍、性別等による差別を受けないこと」「個性や違いを認められ、一人の人間として尊重されること」の3つが「大切にされていない権利」として多く挙げられており、いじめ、虐待、差別などの「人権侵害からの救済」と「お互いの違いを認め、一人一人の権利を尊重する意識の向上」の両面を一体的に進めていくことが求められているといえます。

その上で誰もが、障がいや国籍、性別をはじめ、個々の多様性を認識した上でお互いを尊重するとともに、一人一人の成長や自立のために、適切な配慮や支援を行っていくという、子どもの権利にとどまらない基本的な人権理解の視点をもって、取組を進めることが重要と考えます。

権利条例の施行から10年を経過し、今後のより一層の子どもの権利保障のためには、上記の観点や現状を踏まえ、それぞれの取組を着実に進めていく必要があります。

子どもの権利推進のイメージ

<前提>

子ども・大人双方の理解・推進

<推進の観点>

権利が大切にされること／何かあれば救済されることの両面を一体的に推進

<施策>

子どもの安心から主体的な参加まで成長を支える取組を展開

子ども

- ・子ども自身の権利の理解
- ・お互いの尊重・支え合い
- ・安心、参加、成長

⋮

子どもの権利保障の推進
(自己肯定感の向上など)

⋮

大人

(家庭、子ども施設
地域、市役所等)

- ・子どもの視点
- ・子どもの主体性の尊重
- ・見守り・必要な支援

○子ども一人一人の権利の尊重

…普及・啓発

子ども：一人一人の権利の理解・尊重
大人：子どもの権利の理解、子どもの主体性の尊重

○子どもの参加

…参加・意見表明の促進

子ども：多様な体験、参加・意見表明
大人：参加機会の創出、子どもの考えや意見の尊重

○子どもの安心

…受け止め育む環境づくり

子ども：子ども同士の相互理解・支え合い
大人：見守り・声かけ、居場所、相談・支援

○子どもの権利侵害からの救済

…権利侵害からの救済

子ども：SOS、子ども相互の理解・尊重
大人：相談対応、いじめ・虐待対応等の救済活動

(各施策についての現状と課題)

○子どもの権利の普及・啓発

子どもの権利の認知度は上昇傾向にあり、特に学齢期の子どもや保護者の認知度が学校での広報や学習等を通して比較的高い一方、乳幼児の保護者の認知度は低く、対象者の年齢や状況に応じた取組の工夫が求められています。毎年、新たに保護者になる方々も多くいる中で、子ども自身の理解向上とともに、着実な普及・啓発の取組を継続していくことが必要です。

○子どもの参加・意見表明の促進

子どもの様々な体験機会として、自然・文化・スポーツ体験以外に、地域における子どもと大人の関わりの機会が求められているほか、子どもの意見表明の機会が、特に地域や札幌市政に関して少ない傾向が見られ、子どもの主体的な参加を促進していく必要があります。

○子どもを受け止め育む環境づくり（子どもの安心）

友達関係で不安や悩みを抱えやすい子どもが多く見られる一方、相談相手としても、友達の存在は大きく、子ども同士の理解や支え合いは、子どもの権利保障に深く関わっています。

また、家庭や学校以外においても、子どもが安心して暮らし、様々な経験や参加をするとともに、子どもが抱える困難に大人が気づき、支援する場として、地域のつながりが求められています。

○子どもの権利侵害からの救済

子どもアシストセンターでは、子どものための相談窓口として、スマートフォン等の普及を受けた相談方法の見直しや効果的な広報の検討とともに、引き続き権利救済活動の充実を進めることが必要です。

児童虐待の認定件数が増加傾向にある中、いじめ防止等と併せて、重大な権利侵害への対応は喫緊の課題であり、早期発見・対応に向けた体制強化とともに、広く人権尊重の意識の向上を図ることが重要です。

基本施策1 子どもの権利を大切にする意識の向上

- 子どもの権利の普及・啓発
- 子どもの権利の理解促進（保護者）
- 子どもの権利の理解促進・学びの支援（子ども）
- 子どもの権利を生かした学校教育の推進
 ※乳幼児保護者等への普及啓発、子ども向け広報の充実 等

基本施策2 子どもの参加・意見表明の促進

- 市政やまちづくりへの子どもの参加の促進
- 子どもが関わる施設や学校における子どもの参加の促進
- 地域における子どもの参加の促進
 ※子ども関連施設における子どもの参加の促進、地域における子どもの参加の促進 等

基本施策3 子どもを受け止め、育む環境づくり

- 子どもの安心と学びのための環境づくり
- 子どもが安心して暮らせる地域づくり
- 安心して子育てできる環境づくり（困難への気づき・相談支援）
 ※子どもの年齢や状況に応じた相談支援、子どもの居場所づくり支援、
 スクールソーシャルワーカーの活用 等

基本施策4 子どもの権利侵害からの救済

- 子どもの権利侵害に関する相談・救済
- 児童虐待への対応
- 権利侵害等に対する意識の啓発
- 子育てに不安を抱える保護者等への支援
 ※子どもアシストセンターの救済活動、児童虐待対応、保護者への支援 等

基本施策1 子どもの権利を大切にす意識の向上

<施策の方向性>

子ども一人一人の権利が尊重される子どもにやさしいまちを実現するためには、子ども自身が子どもの権利について理解し実践するとともに、家庭や学校、地域など様々な場で子どもに関わるすべての大人が子どもの権利を尊重し、子どものために考え行動することが必要です。

その普及のためには、子どもの年齢や子どもとの関わりに応じた広報等を、様々な働きかけを交え、地域や学校などとも連携しながら重層的・継続的に進めていくことが求められます。

そのため、学齢期の子どもや保護者に対しては、学校の教育活動等を通じて普及・啓発を図るとともに、広く市民の協力を得ながら、地域、子どもに関わる団体・施設等とも連携して広報活動を進めます。

特に、乳幼児の保護者に対しては、妊娠期からの様々な機会を捉え、幼稚園・保育所等との連携も図りながら、子育てのヒントや気づきにつながる効果的な啓発活動を進めていきます。

さらに、直接的な広報や啓発活動にとどまらず、子どもの参加や権利侵害からの救済活動など子どもの権利に関わる様々な取組の機会を、子どもの権利の大切さをあらためて考える実践的な理解の場としながら、普及・啓発を図っていきます。

<主な事業・取組>

■子どもの権利の普及・啓発

子どもの権利の普及に向け、「さっぽろ子どもの権利の日(11月20日)」事業のほか、広く市民や子どもに関わる施設職員、地域で子どもに関わる大人などを対象に、様々な工夫や働きかけを交えた効果的な広報等を進めます。

(想定事業)

- ・「さっぽろ子どもの権利の日」事業
- ・施設職員など子どもに関わる大人への普及啓発

等

■ 子どもの権利の理解促進（保護者）

乳幼児の保護者の子どもの権利への理解向上のため、妊娠期からの様々な機会を捉え、幼稚園・保育所との連携も図りながら普及・啓発を強化するとともに、学校の教育活動を通じて、学齢期の子どもへの保護者への普及・啓発を進めます。

（想定事業）

- ・ 乳幼児保護者等への普及啓発
- ・ 学齢期の子どもへの保護者への普及啓発

等

■ 子どもの権利の理解促進・学びの支援（子ども）

子どもの権利について子ども自身の理解の向上を図るために、子ども向けの広報紙の発行や出前講座等を実施するほか、他の人権課題に関わる意識啓発の取組と併せて、広く人権尊重の意識の向上を図ります。

（想定事業）

- ・ 子ども向け広報等の充実
- ・ 子ども出前講座の実施
- ・ 多文化共生推進事業（異文化理解の促進）

等

■ 子どもの権利を生かした学校教育の推進

授業をはじめとした学校教育全体の中で、子どもが自他の権利の尊重について学ぶとともに、子ども同士が支え合う活動に取り組むほか、人権に関わる学習活動の実践研究等を通して、子どもの権利の理念を生かした教育活動を推進します。

（想定事業）

- ・ 小・中学生向けパンフレットの活用
- ・ 子どもへの権利の理念を生かした教育活動の推進

等

基本施策2 子どもの参加・意見表明の促進

＜施策の方向性＞

子どもたちが大人とともにまちづくりに参加し、子どもの視点に立つてつくられたまちは、すべての人にやさしいまちとなります。家庭や子ども関連施設、地域、市政をはじめ、子どもに関わることについては、子どもが考えや意見を表明する機会がつけられ、適切な配慮をもって尊重されることが大切です。

こうした子どもの参加の促進のため、市政やまちづくりに関して、子ども同士の意見交換や発表の機会も交えながら、子どもが意見を提案する取組を展開するほか、学校の教育活動や子どもが関わる施設でも子どもの主体的な参加の取組を進めます。

さらに、子どもの参加が広く身近な取組となるよう、地域の子どもの参加する行事など様々な機会を捉えて、子どもによる提案や企画・運営の取組を働きかけるとともに、保護者をはじめ、子どもに関わる大人に対して子どもの参加の大切さを呼びかけ、理解の促進を図ります。

また、子どもの健やかな成長のためには、子どもが様々なことに意欲をもって主体的に参加し、多様な経験や人との関わりを通して自立性や社会性を身につけていくことも大切です。

自然や芸術・文化、スポーツ体験だけでなく、周囲の大人と子どもの関わりもまた、子どもの学びや経験、参加・意見表明、悩みや不安への気づき・支えの機会として、子どもの豊かな育ちに寄与すると考えられ、家庭や学校のみならず、地域とのつながりなど多様な人との関わりを促進します。

＜主な事業・取組＞

■市政やまちづくりへの子どもの参加の促進

子どもが市政やまちづくりについて考え、意見を表明する子どもの参加・意見表明の機会を様々なかたちで促進するとともに、子ども自身による情報発信を含む広報により、子どもの参加意識の向上や子どもの参加の取組の普及を進めます。

（想定事業）

- ・子どもの交流・参加の促進（子ども交流・まちづくりの提案発表の取組など）
- ・次世代の活動の担い手育成事業（子ども・若者のまちづくり参加体験など）等

■ 子どもが関わる施設や学校における子どもの参加の促進

子どもが関わる施設等での子どもの主体的な参加の取組として、児童会館やミニ児童会館の子ども運営委員会や学校の児童会・生徒会の活動を進めるとともに、取組事例の広報等を通して広く子どもの参加を促進します。

(想定事業)

- ・わたしたちの児童会館づくり事業（児童会館子ども運営委員会など）
- ・子ども関連施設における子どもの参加の促進（運営への参加・活動など） 等

■ 地域における子どもの参加の促進

地域の子どもの参加の取組や工夫の事例を集約し、広く情報共有と活用の働きかけを行うことにより、子どもの参加のほか地域の大人と子どもの様々な関わりを促進するとともに、地域のまちづくり活動や子ども会など少年団体の活動を支援し、子どもの様々な体験活動の機会をつくります。

(想定事業)

- ・地域における子どもの参加の促進（地域の参加事例の集約・活用の取組など）
- ・少年団体活動促進事業
- ・未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業（地域のまちづくり支援など） 等

基本施策3 子どもを受け止め、育む環境づくり

<施策の方向性>

子どもが自分らしく伸び伸びと成長していくためには、年齢とともに変化する生活状況や人間関係に応じて、安心して暮らせる環境づくりが不可欠です。子どもの安心には、自分が大切にされているという受容感や困ったら相談できるという信頼感などとともに、周囲の大人や子どもとの関係性、居場所、相談先、必要な支援の提供など様々な要素が関係しています。

特に、子どもの生活の中で、友達の存在は大きいことから、相互理解やいじめ防止の観点も交えて、身近な子ども同士がお互いを理解・尊重し、支え合うための働きかけを進めます。

そのほか、子どもの安心や成長につながる場として、家庭や学校以外に、児童会館や地域における子どもの居場所づくりを進めるとともに、子どもの見守りや困難を抱える子どもへの気づき・支援の機会ともなるよう、町内会や青少年育成委員会、民生委員児童委員協議会と連携を図りながら、地域における子どもと大人の関わりを促進します。

また、具体的な子ども・子育てに関わる不安や悩みへの対応として、妊娠期から学齢期、若者期を通じて子ども自身や保護者からの様々な相談に応じるとともに、いじめや不登校などの解決に向けた支援、子どもの貧困対策など、子ども・子育ての安心のために必要な取組を進めていきます。

<主な事業・取組>

■子どもの安心と学びのための環境づくり

子どもが安心して暮らし、学ぶことのできる環境づくりを進めるため、学校における教育相談体制の充実、いじめや不登校などの解決に向けた支援のほか、多様な学びを支える環境の充実、若者の社会的自立の支援など子どもの年齢や状況に応じた様々な取組を行います。

(想定事業)

- ・子どもの権利救済活動の広報（子どもアシストセンター）
- ・学校教育相談体制の充実
- ・若者の社会的自立促進事業

等

■ 子どもが安心して暮らせる地域づくり

地域で子どもを見守り、困難を抱える子どもに気づき、支援につないでいく環境づくりを進めるため、町内会や青少年育成委員会、民生委員児童委員協議会とも連携を図りながら、地域の子どもの居場所づくりや青少年健全育成の取組を進めます。

(想定事業)

- ・ 地域の子どもの居場所づくりの促進
- ・ 少年健全育成事業（青少年育成委員会、少年育成指導員による見守り） 等

■ 安心して子育てできる環境づくり（困難への気づき・相談支援）

安心して子育てができる環境づくりを進めるため、特に乳幼児の保護者など、妊娠期から子どもの年齢や生活の状況に応じた相談・支援体制を強化し、子どもの貧困対策の観点も踏まえ、困難を抱えた子どもや家庭を早期に把握し、必要な支援につなげます。

(想定事業)

- ・ 子どものくらし支援コーディネート事業
- ・ スクールソーシャルワーカー活用事業
- ・ 乳幼児健診 等

基本施策4 子どもの権利侵害からの救済

＜施策の方向性＞

子ども一人一人の権利が大切にされることと権利が侵害されたときに救済されることは、子どもの権利保障のために表裏一体の関係にあるといえます。お互いの権利を尊重する意識の向上を進め、いじめや虐待などの権利侵害を予防するとともに、権利侵害に苦しむ子どもに対しては迅速な救済が図られなければなりません。

具体的な救済のために、子どもの権利救済機関である子どもアシストセンターでは、子どものための相談窓口として、スマートフォンの普及等を受けた相談方法の見直しを含め、気軽に相談しやすい体制づくりを進め、子ども一人一人に寄り添った救済活動を行います。

児童虐待の認定件数が増加傾向にある中、虐待の防止や、早期発見、早期対応に向けて新たな児童相談体制の強化プランを取りまとめ、計画的に体制を強化します。

また、権利侵害の防止に向け、学校や地域、関係機関との連携のもと、子ども・子育ての状況に応じた相談・支援を通して子どもや保護者等の様々な不安や負担を軽減するとともに、人権尊重の観点を踏まえた普及・啓発を進めます。

＜主な事業・取組＞

■子どもの権利侵害に関する相談・救済

子どもの権利侵害からの救済に向け、子どものための相談窓口として子どもアシストセンターの広報の強化や相談方法の見直しを進め、学校等における教育相談などと併せて、子どもに寄り添った救済活動を迅速かつ適切に行います。

(想定事業)

- ・子どもの権利侵害からの救済（子どもアシストセンター）
- ・スクールカウンセラー活用事業

等

■児童虐待への対応

児童虐待の早期発見と迅速かつ適切な対応のため、子ども安心ホットラインの運営や関係機関との連携の強化など児童相談体制の強化に取り組みます。

(想定事業)

- ・子ども安心ネットワーク強化事業
(子ども安心ホットライン、児童家庭支援センターとの連携)
- ・児童相談体制強化事業

等

■権利侵害等に対する意識の啓発

権利侵害を起こさない環境づくりのため、オレンジリボン地域協力員登録の推進など児童虐待防止の取組を進めるとともに、お互いの人権を尊重する意識の向上を図ります。

(想定事業)

- ・ 児童虐待防止対策支援事業（児童虐待防止のための普及・啓発）
- ・ デートDV防止講座

等

■子育てに不安を抱える保護者等への支援

妊娠・出産時の不安軽減をはじめ、子ども・子育ての状況に応じた各種相談・支援を実施し、虐待予防の観点も踏まえ、子どもや保護者等の様々な不安や負担を軽減します。

(想定事業)

- ・ 初妊婦訪問事業・乳児全戸家庭訪問
- ・ 保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業
- ・ 産後ケア事業

等

① 個性を伸ばせる・チャレンジできるまち

資料 1-3

具体的にはどんなまち？

- ・色々の活動や勉強など、がんばったことを発表できる
→発表のために頑張ろうと思える、目標ができる
- ・個性を伸ばすことができる

ほかにもこんな意見！

<子ども一人一人に大切なこと>

- ・自分を好きになること
→自分を好きになると自信が持てる
→新しいことにチャレンジできる
→チャンスにつながる(色々のことが身に付く)

<成長—みんなの体験>

(成長を感じる時)

- ・みんなが認めてくれる時、ジュニアリーダーとしてレクをしている時、勉強して結果が出た時、何かができるようになった時

(成長につながっている活動)

- ・部活、子ども会、生徒会、習い事、ボランティア、仕事体験

<子どもが元気に育つまちに必要なこと>

- ・チャレンジすること

まとめ

- ★学校や放課後、地域での多様な活動が子どもの成長につながっている
- ★何かを達成した時、周囲に認められた時に子どもは成長を実感できる
- ★子どもが日頃の成果を発表できる機会があると、目標にもなり、個性を伸ばすことができる
- ★子どもが自分を好きになることで、自信につながり、新しいことにチャレンジできる、チャレンジが成長につながる

「子どもの権利」の視点で見ると・・・

子ども一人一人の個性が認められることは、「自分らしく生きる権利」につながるね。



安心して生きる

自分らしく生きる

豊かに育つ

参加する

大切な4つの権利

チャレンジすることも子どもが「豊かに育つ」ための大切な権利だよ。

② 子どもの意見が尊重されるまち

具体的にはどんなまち？

- ・子どもに関係があることは、アンケートなどで子どもの意見を聞くことが大切
- ・(子ども未来委員会など)子どもの意見を聞く機会を増やす

ほかにもこんな意見！

<子どもにやさしいまちに必要なこと>

- ・子どもが遊びやすい公園
→遊具が気付いたら変わっている →子どもの意見を取り入れてほしい

<どうしたら自分の意見を言いやすいか>

- ・周囲が優しい(チクチクじゃない)
- ・間違っても笑われない(大丈夫だと思える)雰囲気

<子どもができること>

- ・自分の意見をちゃんと言う
- ・話し合う機会に積極的に参加する

まとめ

- ★特に子どもに関わることについては、子どもの意見を聞いてほしい
- ★まちづくりについて、子どもの意見を聞く機会を増やしてほしい
- ★大人が子どもの意見に耳をかたむける、子どもが意見を言いやすい雰囲気をつくることも大切
- ★子どもも、自分の意見をちゃんと言う、話し合う機会に積極的に参加する

「子どもの権利」の視点で見ると・・・

子どもには、自分に関わることに「参加する権利」があるよ。そのためには、色々な場所で自分の意見を言うことも大切だね。



安心して
生きる

自分らしく
生きる

豊かに
育つ

参加する

大切な4つの権利

表明した意見について、年齢や成長に応じた配慮を受けることも子どもの権利だよ。

③ 大人と子どもが交流できるまち

具体的にはどんなまち？

- ・近所の人みんな知り合い → 犯罪を防ぐことができる
- ・学生ボランティア(勉強を教えたり、遊んだり)

ほかにもこんな意見！

<子ども一人一人に大切なこと>

- ・成長できる環境(地域の色々な人と関われる環境)
→色々な人(小さい子からお年寄りまで)と関わることで、人との接し方を学べる

<札幌のまちのいいところ>

- ・児童会館・子育てサロン
→幅広い年齢の人が使える(子育てサロン、フリータイムなど)
→地域の会館と一緒にのこともある

<子どもにやさしいまちに必要なこと>

- ・子どもと大人の交流の場
→子育てサロンを手伝う、高齢の方に昔遊びを教えてもらう、
学生ボランティア(小学生に勉強を教える)など
→大人への接し方や社会のルール、マナーを学べる
→地域の大人と仲良くなると犯罪の防止にもつながる

<子どもができること>

- ・地域のイベントに参加する(ラジオ体操、町内会や子ども会のお祭りなど)
- ・知っている人や、交通指導の人に挨拶をする

まとめ

- ★子どもは家庭や学校以外でも、色々な人(小さい子どもから高齢者まで)と関わることで、人との接し方や社会性を身につけ、成長できる
- ★子どもが乳幼児親子や高齢者と触れ合う、大学生に勉強を教えてもらうなど、子どもと大人の交流の場が必要
- ★地域の大人と交流をもつことは、子どもの毎日の安心にもつながる
- ★子どもも、地域の町内会や子ども会の活動に参加したり、地域の人に挨拶をする

「子どもの権利」の視点で見ると・・・



子どもには様々な経験を通して「豊かに育つ権利」があるよ。地域の大人との交流は「安心して生きる権利」にもつながるね。

安心して
生きる

自分らしく
生きる

豊かに
育つ

参加する

大切な4つの権利

④ 安心して相談できるまち

具体的にはどんなまち？

- ・友達、家族以外の第三者(スクールカウンセラーなど)から、意見を聞いたり相談できる
- ・相談できるところをもっとつくる →その場所を子どもに知らせる

ほかにもこんな意見！

<子ども一人一人に大切なこと>

- ・相談できる環境
→友達、家族のほかスクールカウンセラーなど →相談すると気持ちが軽くなる
→相談する所が近くにあるといい
(家から遠いと行きたくない、不登校だとわざわざ学校には相談に行かない)

<相談—みんなの体験>

- ・お母さん、信頼している友達に相談する ・だれにも相談しない
- ・悩みを抱えている友達はいる

<どうしたら安心して相談できるか>

- ・LINE、メール、電話などで、ばれないように相談できる(秘密が守られる)
- ・相談できる友達をつくる ・大人が怒らないで話を聞いてくれる

<子どもが安心して暮らすまちに必要なこと>

- ・相談がしやすい ・大人が子どもの声に耳をかたむける
- ・マップを作る(子ども110番の家・相談できる場所など)

<子どもができること>

- ・子ども110番の家、相談できる場所を見つける(知っておく)
- ・自分の考えを言葉にする ・相談されたことや秘密をばらさない

まとめ

- ★家庭や友達以外に、相談できる人(スクールカウンセラーなど)や場所が必要
- ★相談できる場所があって、その場所が子どもにしっかり伝わるのが大切
- ★大人が子どもの声に耳をかたむける、秘密が必ず守られるなど、安心して相談できる環境も大切
- ★子どもも、自分の考えを言葉にする、友達同士で相談に乗るなど助け合う

「子どもの権利」の視点で見ると・・・

「安心して生きる権利」が守られるためには、気軽に相談できる環境が必要だね。



安心して
生きる

自分らしく
生きる

豊かに
育つ

参加する

大切な4つの権利

さらに、子どもも大人も誰もが笑顔で暮らせるように・・・

《子育てにもやさしいまち》



みんなの意見！

＜子育て—みんなの体験・日頃感じていること＞

- ・大人には優しく笑顔で接してほしい、悪いことをしたら怒ってほしい
- ・子育て中の親は子どもを大事にしている、ちゃんと見ている
- ・親にも元気になってほしい
- ・(子育ての楽しさ)子どもの成長を感じられる、いやされる
- ・(子育ての大変さ)生活リズムがくずれる、子どもが泣き止まない、目を離せない

＜子育てする人にもやさしいまちになるために必要なこと＞

- ・赤ちゃんを泣き止ますための部屋、赤ちゃんが泣いても周りが迷惑そうにしない
- ・周りのサポートが大事(子育て支援宣言など)
- ・子どもも子育てをしている人を助ける(席をゆずる、ベビーカーを持つなど)

まとめ

- ★子育ては大変なこともあるけど、親は子どもを大事にして、ちゃんと見ている
- ★大人に笑顔で接してもらおうと子どもは安心する、親にも元気でいてほしい
- ★赤ちゃんが泣いていても迷惑そうにしないなど、周囲の理解とサポートが大事

《困ったときは助け合えるまち》

みんなの意見！

＜困難を抱えやすい子ども—みんなの体験＞

- ・外国籍や未熟児(虚弱児)、肢体不自由児、特別支援学級の子などが身近にいる。
- ・勉強など覚えるのが大変、人と関わるのが大変
- ・普段はふつうに接している、必要なときは助けてあげる(声をかける、わかってあげる、靴を出してあげる、保健室に連れて行ってあげる)

＜どうしたら子どもみんなが笑顔で暮らせるようになるか＞

- ・困ったときは助け合う ・互いに理解し、助け合い、認めることが必要
- ・子どもも困っている人がいたら助ける

まとめ

- ★身近にいる外国籍や障がいのある子どもの中には、勉強や人との関わりに困難を抱えている子どもがいる
- ★普段は普通に接するけど、必要なときは声をかけるなど手助けしている
- ★互いを理解し、認め合い、困ったときは助け合うことが必要